

学校における生命（いのち）の安全教育推進事業  
公募要領

1 事業名

学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

2 事業の趣旨

令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定。以下「強化の方針」という。）では、性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があるとし、さらに、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくとしている。

文部科学省では、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切にす教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求められている。本事業では、内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業で作成する発達段階に応じた教材（以下、「いのちの安全教育教材」という。）※を活用した指導モデルを作成する。この成果を広く普及することにより、現在及び将来にわたり、子供たちを性犯罪・性暴力から安全・安心に守るための教育・啓発の充実を図る。

※「強化の方針」を踏まえ、「令和2年度性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査研究事業」（内閣府委託事業）で作成する教材と指導の手引き。

※「いのちの安全教育教材」の概要については別紙を参照すること。「いのちの安全教育教材」は3月末までに作成する予定で公表前であるが、公募の申請を検討する範囲内で、教材（現状版）を示すことができる。希望する場合は8（3）を参照の上、メールで問い合わせること。

3 事業の内容

この公募は令和3年度予算案の内容に基づき募集を行うものであり、今後の予算の成立状況によっては事業内容や予算、実施時期に変更が生じる場合があるので留意すること。

各委託先において、実践校を指定し（可能な限り、複数の学校で取り組むことが望ましい。）、「いのちの安全教育教材」を活用して、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行う。事業に円滑に実施するため、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、警察・福祉部局関係者、保護者、民間企業やNPO等、多様な主体が連携して取組を進めることが望ましい。

### (1) 「いのちの安全教育教材」を活用した指導モデルの作成

実践校では、指導方法や指導内容の工夫、他機関との連携など指導の充実を図る取組を行い、以下の指導モデルのア～オの一つ又は複数について、指導を通じて生じた課題等を踏まえた「いのちの安全教育教材」（教材と指導の手引き）の改善を図る。なお、「いのちの安全教育教材」を活用した効果的な指導モデルの作成を行うことができる。

ア 幼稚園等向け指導モデル

イ 小学校向け指導モデル（低・中学年及び高学年の2つ）

ウ 中学校向け指導モデル

エ 高等学校向け指導モデル

オ 障害のある児童生徒向け指導モデル

※ア～オの教材の内容等に関しては別紙を参照すること。

※ア幼稚園等向け指導モデルは幼児（5～6歳）向けの学習内容とする。

※オ障害のある児童生徒向け指導モデルについては、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における指導を念頭においている。

※子供たちへの指導の充実を図るため、「いのちの安全教育教材」を活用する際に、教科及び関連する教育活動との連携や学習時間の拡大、外部講師等と共同で実施するなど、実践校の創意工夫により発展的に取り組むこと。

※「いのちの安全教育教材」の活用にあたっては、効果的な指導等の観点から、必要に応じて修正、加除等を行うこともできる。

※実践校では、指導を受けた児童生徒に対する理解度に関するアンケート調査を行うなど、「いのちの安全教育教材」を活用した指導の効果等について把握すること。なお、小学校、中学校、高等学校向け指導モデルの実証校においては、指導を受けた児童生徒に対して、理解度に関するアンケート調査を行うこと。

※「いのちの安全教育教材」、「強化の方針」等を踏まえ、独自に作成した教材を活用して指導モデルの開発を行うこともできるが、この場合に作成した教材は、文部科学省ホームページに掲載することを前提に、著作権処理等を行った上で作成し、文部科学省に提出するものとする。

### (2) 全体計画モデル等の作成

「いのちの安全教育」の充実を図るためには、発達段階、学年等に応じた適切な指導を行うとともに、教科及び関連する教育活動等の関連付けを行うなど、教科横断的な取組となるようにすることが重要である。このため、教育委員会等又は実践校では、「いのちの安全教育教材」を活用した授業実践等を通じて、成果物として「いのちの安全教育」の全体計画モデル等を作成すること。

### (3) 協議会の設置等

委託先は、本事業の円滑な実施のために必要な指導・助言等を行うため、協議会を設置することができる。協議会は、学校教育関係者のほか、外部有識者等必要な者をもって構成することが望ましい。

なお、既に設置されている会議等において、外部有識者を含め、本事業の円滑な実施のために必要な助言・指導等を行える体制が整備されており、受託した場合に本事業への指導・助言等を行う場合は、その会議等を活用することもできる。

#### (4) 研究協議会や研修会の実施

指導の充実や教職員の理解を深めることを目的として、委託先や実践校において、教職員等を対象とした研究協議会や研修会を実施することができる。

(例)

- ・ 先行事例を踏まえた指導方法や指導内容に関する研修
- ・ 「いのちの安全教育教材」の内容に関する外部講師を活用した研修
- ・ 子供たちに性犯罪や性暴力被害が生じた際の接し方や配慮の仕方に関する研修

#### 4 事業実施にあたって配慮すべき事項等他

- ・ 子供たちへの指導を行う際には、必要に応じて保護者に対して、事前に周知を行うなど、理解を得るように努めること。また、各教科等で扱う場合には、子供たちの発達段階や学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて実施すること。
- ・ 子供たちの中には、性被害を受けた、又は受けていることがある場合を想定して、子供が開示してきた場合の対応について、事前に校内及び域内関係者との相談体制等を検討しておくこと。

#### 5 公募対象

公募対象は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人、又は私立学校を設置する学校法人とする。ただし、「ア. 幼稚園等向け指導プログラム」は保育所又は幼保連携型認定こども園を設置する者（地方公共団体、社会福祉法人等）も公募できるものとする。また、都道府県教育委員会は域内の市町村教育委員会と連携して、自ら設置する学校以外に関しては、委託要項「10 再委託」の記載事項に基づき、域内の市町村教育委員会に事業の一部について再委託を行うことができる。この場合、市町村教育委員会において実践校との調整を行う。

#### 6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 7 事業の成果について

文部科学省は、事業完了報告書等の成果物を編集し、インターネットその他の媒体により公表するなど、事業の成果を広く普及・啓発することを予定している。

## 8 企画提案書の提出方法等

### (1) 提出書類

○企画提案書（「事業実施計画書」（様式1-1～3）で代える）

※様式1-1、1-2は学校を設置する教育委員会等が、様式1-3は実践校がそれぞれ記載すること。再委託先がある場合は様式3を提出するとともに、再委託先においても様式1-1～3について同様に記載すること。

○本事業の実施上で教育委員会等の関連する方針、施策、当該施策に係る予算が分かる資料及びその他参考となる資料。

○附属学校を設置する国公立大学法人や学校法人において、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

### (2) 提出方法

提出書類一式を（3）に示す提出先に文書やメール等、記録の残る方法により届け出ること。提出にあたっては、以下①～③に示す事項に注意すること。

#### ①電子メール

- ・Word、一太郎又は Excel ファイルにて作成した事業実施計画書をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（契約の相手方となる団体名）学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、「ファイル転送システムの転送希望」とメールにて連絡し、送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下（3）②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

#### ②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- ・作成した各様式については、電子メールにて合わせて提出すること。

③持参

- ・受付時間：平日10時00分～17時00分（12時00分～13時00分除く）
- ・作成した各様式については、電子メールにて合わせて提出すること。

(3) 提出先

①電子メール：danjo@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画学習室  
男女共同参画推進係（宛）

TEL: 03-6734-2654

(4) 提出締切

令和3年4月21日（水）17時00分

（郵送等については、当日必着）

(5) その他

- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用については、審査結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・提出された事業実施計画書等については、返却しない。
- ・公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、公募要領等に記載のない回答に限り、ホームページ等を通じて等しく周知する。
- ・提出締切を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。
- ・「いのちの安全教育教材」（現状版）を希望する場合は、(3) ②郵送先及び本件担当宛てに令和3年4月14日までにメールにて連絡すること。なお、教材（現状版）については、申請を検討する上で必要な者のみが検討する上で見る事ができるものであり、内部及び外部への提供や、その他一切使用することは認めないため、取り扱いに注意すること。

9 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数

事業期間：令和3年度から令和4年度（2か年事業（予定））

ただし、委託契約は委託日から当該年度の3月15日までとする。令和4年度も同様に公募を行う予定であり、令和3年度に受託した者でもあっても、改めて申請を行う必要がある。なお、契約の締結は毎年度行うものとする。

契約期間は、委託を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

事業規模：令和3年度は総額21百万円程度を予定。

※ア～オの各実践校1校あたりの上限を50万円とする。ア～オの複数の指導モデルを開発する場合は、上限50万円に実践校数を乗じた金額を上限とし、1委託

先の上限を300万円とする。

採択件数：ア～オまでそれぞれ1つ採択し、その他、予算の範囲内で複数件を採択予定。

※採択件数は審査委員会が決定する。

#### 10 採択方法等

文部科学省が設置する審査委員会において、[別紙]に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施する。審査終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

#### 11 スケジュール

公募開始：2021年3月19日（金）

公募締切：2021年4月21日（水）

審査：2021年4月中を予定

採択結果通知：2021年5月上中旬を予定

契約締結：2021年6月以降

契約期間：契約締結日から2022年3月15日まで

#### 12 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額は、本公募要領7に示す事業規模及び「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

#### 13 誓約書の提出等

- (1) 申請団体は、事業実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の事業実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

#### 14 その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査（現

地検査など)を行う。

- (2) 文部科学省は、必要に応じ、受託団体への訪問及び指導・助言などを行う。
- (3) 事業計画書を提出後に、事業の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) この要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。
- (5) 契約締結に当たり必要となる書類  
選定の結果契約予定団体となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をしていただきたい。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
  - ・事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
  - ・再委託費に係る業務委託経費内訳
  - ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表，旅費支給規程，見積書等）
  - ・別紙（銀行口座情報）
- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には速やかに文部科学省へ届け出ること。

## 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業公募要領別紙

### 1 「いのちの安全教育教材」の概要

いのちの安全教育教材は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化方針」という）関連記載（別添）を踏まえて作成されるものである。

#### （1）各段階におけるねらい（概要）

|        |       | ねらい（概要）   |
|--------|-------|---|
| 幼児教育   |       | 幼児の発達段階に応じて自分と相手の身体を大切にできるようになっていく。   |
| 小学校    | 低・中学年 | 自分と相手の身体を大切にすることを身に付けることができるようにする。また、性犯罪・性暴力の被害に遭いそうになった時、もしくは被害に遭った時に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。                     |
|        | 高学年   | 自分と相手の身体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築することを身に付けることができるようにする。また、性犯罪・性暴力の被害に遭いそうになった時、もしくは被害に遭った時に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 中学校    |       | 性犯罪・性暴力に関する正しい知識を持ち、性犯罪・性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性犯罪・性暴力が起きた時に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。            |
| 高校     |       | 性犯罪・性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つ。また、性犯罪・性暴力が起きないようにするために、自ら考え行動する態度や、起きた時に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。                        |
| 特別支援教育 |       | 障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、個別指導を受けた被害・加害生徒が、性犯罪・性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。                                    |

※現時点版であり、今後若干の修正される可能性がある。

#### （2）教材の概要について

各段階に応じて、パワーポイント形式で作成。なお、いのちの安全教育教材の活用にあたっては、効果的な指導等の観点から、必要に応じて修正、加除等を行うこともできる。

##### ア 幼稚園等向け教材

- ・対象年齢：5歳～6歳
- ・スライド：25枚程度
- ・幼児期の特性を踏まえ、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることや、幼児一人一人の特性に応じた発達の課題に即した指導を行うため、「いのちの安全教育教材」を活用した指導のみならず、園内研修等での「いのちの安全教育教材」及び「指導の手引き」の活用を通じて、幼児の園等での生活における指導の充実を図るなど幼稚園生活全体



を通じて「いのちの安全教育教材」の内容を踏まえた指導を行うこと。

※「強化の方針」関連記載部分

- ・幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。

イ 小学校向け教材（低・中学年及び高学年の２種類）

a) 低・中学年向け

- ・対象学年：１～４年生
- ・学習時間：１～２時間程度
- ・スライド：２０枚程度（ワークシートが３枚程度を含む）

b) 高学年向け

- ・対象学年：５、６年生
- ・学習時数：１～２時間程度
- ・スライド：１０枚程度（ワークシート２枚程度を含む）

※「強化の方針」関連記載部分

- ・幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。

ウ 中学校向け教材

- ・対象学年：１～３年生
- ・学習時間：１～２時間程度
- ・スライド：２５枚程度（ワークシート２枚程度及び補足資料（事例集）４枚程度を含む）

※「強化の方針」関連記載部分

- ・小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った

場合の対応などについて教える。

- ・中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。

#### エ 高等学校向け教材

- ・対象学年：1～3年生
- ・学習時間：1～2時間程度
- ・スライド：30枚程度（ワークシート2枚程度及び補足資料（事例集）7枚程度を含む）

#### ※「強化の方針」関連記載部分

- ・中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。

#### オ 障害のある児童生徒向け教材

- ・対象：特別支援学校小学部、中学部、高等部又は小学校・中学校の特別支援学級
- ・学習時間：1～2時間程度
- ・スライド：障害のある児童生徒に固有の教材は作成されておらず、小学校等向けの教材を活用することとしている。なお、教材を使用する際は、ルビを振ったり表現を簡易に変更するなど、子供の発達段階や障害を踏まえ、個別指導に適した内容に変更して指導すること。
- ・上記にかかわらず、個別指導の充実を図るため、小学校等向けの教材を活用せず、個別に教材を作成し、指導することができる。

#### ※「強化の方針」関連記載部分

- ・障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

#### (3) 教材の活用について

- ①本事業では「いのちの安全教育教材」を活用することを前提とするが、指導の充実を図るため、補足する教材等を作成することができる。
- ②障害のある児童生徒においては、子供たちの障害に応じて個別指導の充実を図るため小学校等向けの教材を活用せず、独自に教材を作成して指導することができる。
- ③作成した教材等は、文部科学省ホームページに掲載することを前提に、著作権処理等を行った上で作成し、文部科学省に提出するものとする。

## 2 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」関連記載抜粋

### 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、のメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

#### （子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進）

性犯罪・性暴力の加害者には、低年齢児を含め、子供を狙っている者もいる。また、実の父親や義理の父親など、監護者や親族が加害者となる事例も多く、さらに、子供のうちはそれが性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人だが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいか分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もある。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められる。また、被害に遭ったとしても、学業が継続できることも重要である。

性暴力や性被害の予防や対処に関する教育については、諸外国における取組や、刑法の性交同意年齢が13歳であることとの関係を踏まえると不十分との指摘があることも踏まえ、その強化について速やかに具体的検討を進め、順次実行する。その際、教育現場に過重な負担がかからないよう、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である。

#### （学校等における教育や啓発の内容の充実）

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なこととは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。
- ・障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等を、有識者や関係者の知見を得ながら、関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。また、教職員を含む関係者への研修を実施する。その際には、教職員の理解の助けとなるよう、具体的な過去の事件などを盛り込むことを検討する。

あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。また、民間の教材作成企業等にも必要に応じて協力を働き掛ける。

#### (学校等で相談を受ける体制の強化)

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

なお、その際、以下の点に留意するものとする。

- ・親による性的虐待や生徒間における性暴力など性犯罪・性暴力の状況により必要な対応に違いがあること。
- ・子供から話を聞いた時の初動対応が重要であり、必要に応じ、速やかに代表者聴取につなげるなど児童相談所、警察、検察等の関係機関との連携が有用であること。特に、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員には、性被害の深刻さや加害生徒を含めた必要な対応について、それぞれ

に必要な研修を行うべきであること。

- ・対応や研修に当たっては、児童相談所、警察、ワンストップ支援センターなど性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることが有効であること。この他、スクールカウンセラーや各教育委員会におかれている弁護士等の知見を活用することも考えられること。
- ・いわゆる非行や問題行動を起こしていると見られる子供について、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たっては、そのような点も留意すること。

また、大学等におけるセクシュアルハラスメントや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修を促進する。

#### (わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分)

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とする10ことや告発を遺漏なく行う11ことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

#### (社会全体への啓発)

「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、3年間の「集中強化期間」において、広報啓発活動を徹底的に強化する。

- ・令和2年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12-11/25)において、「性暴力」をテーマとして、全国的な広報・啓発活動を強化する。
- ・毎年入学・進学時期である4月に実施している「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」について、若年層の性被害に関するより広い問題を広報啓発するのに適した時期であることから、令和3年4月から、若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとし、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。具体的には、AV出演の強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、レイプドラッグの問題や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメント、痴漢など、若年層の様々な性暴力の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行う。さらに、大学等において、入学後のオリエンテーション等の機会に、相手の同意のない性的行為をしてはならないことや性暴力被害時の対応などに関する啓発の強化を促進する。

- ・ P T Aや教育委員会等と連携し、保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを通じ、性被害防止についても積極的に啓発を行う。
- ・ S N S利用に起因する中学生・高校生などの子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する形の広報啓発活動を推進する。

※ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の全文等の詳細に関しては、内閣府 HP を参照すること ([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/measures.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html))